放置違反金公示納付命令書

１　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

２　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

３　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

　上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

　なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和８年１０月２２日

奈良県公安委員会

弁明通知書番号		
第	64-101-260905-699214	号
第	64-101-260909-009002	号
第	64-101-260915-700457	号
第	64-101-260916-009005	号
第	64-102-260913-697704	号
第	64-102-260913-700821	号
第	64-102-260913-700847	号
第	64-102-260914-697333	号
第	64-102-260914-700824	号
第	64-102-260914-700840	号
第	64-102-260915-700839	号
第	64-109-260907-695331	号
第	64-110-260915-694044	号
第	64-116-260829-010002	号
第	64-116-260914-696528	号
第	64-116-260915-696589	号

弁明通知書番号		
第	64-101-260906-700570	号
第	64-101-260915-700432	号
第	64-101-260916-005003	号
第	64-101-260917-009002	号
第	64-102-260913-697705	号
第	64-102-260913-700836	号
第	64-102-260914-693076	号
第	64-102-260914-700823	号
第	64-102-260914-700825	号
第	64-102-260915-700837	号
第	64-103-260916-018001	号
第	64-109-260914-030006	号
第	64-116-260726-696339	号
第	64-116-260911-696532	号
第	64-116-260914-696529	号